

公 告

河川法（昭和39年法律第167号。以下「法」という。）第75条第3項の規定に基づき、次のとおり公告する。

下記行為は、法第24条の規定に違反しているので、所有者、占有者その他当該物件について権原を有するもの（以下「所有者等」という。）に対し、法第75条第1項の規定に基づき、下記期限までに当該物件を河川区域外へ除却するよう命ずる。

なお、下記期限までに当該物件を河川区域外へ除却しないときは、法第75条第3項の規定に基づき、河川管理者又はその命じた者若しくは委任した者において除却し、これに要した費用については法第75条第9項の規定に基づき所有者等の負担とする。

記

1. 河 川 名 一級河川雲出川水系雲出川
2. 行為の内容 河川区域内における船舶の放置
3. 対象船舶等 場 所 一級河川雲出川水系雲出川 左岸3.2km 付近
津市雲出島貫町 地先
船 種 手漕ぎ船（以下の船舶）



雲05

4. 除 却 期 限 令和3年1月11日
5. 問い合わせ先 国土交通省中部地方整備局 三重河川国道事務所
河川占用調整課
〒514-8502 三重県津市広明町297
TEL 059(229)2218
雲出川出張所
〒514-1106 津市久居寺町1225-7
TEL 059(255)2770

令和2年12月11日
名古屋市中区三の丸2-5-1
河川管理者

国土交通省中部地方整備局長 堀田 治



公 告

河川法（昭和39年法律第167号。以下「法」という。）第75条第3項の規定に基づき、次のとおり公告する。

下記行為は、法第24条の規定に違反しているため、所有者、占有者その他当該物件について権原を有するもの（以下「所有者等」という。）に対し、法第75条第1項の規定に基づき、下記期限までに当該物件を河川区域外へ除却するよう命ずる。

なお、下記期限までに当該物件を河川区域外へ除却しないときは、法第75条第3項の規定に基づき、河川管理者又はその命じた者若しくは委任した者において除却し、これに要した費用については法第75条第9項の規定に基づき所有者等の負担とする。

記

1. 河 川 名 一級河川雲出川水系雲出川

2. 行為の内容 河川区域内における船舶の放置

3. 対象船舶等 場 所 一級河川雲出川水系雲出川 左岸11.2km-80m 付近
津市戸木町 地先
船 種 手漕ぎ船（以下の船舶）



雲 09

4. 除 却 期 限 令和3年1月11日

5. 問い合わせ先 国土交通省中部地方整備局 三重河川国道事務所
河川占用調整課

〒514-8502 三重県津市広明町297

TEL 059 (229) 2218

雲出川出張所

〒514-1106 津市久居寺町1225-7

TEL 059 (255) 2770

令和2年12月11日

名古屋市中区三の丸2-5-1

河川管理者

国土交通省中部地方整備局長 堀田 治



公 告

河川法（昭和39年法律第167号。以下「法」という。）第75条第3項の規定に基づき、次のとおり公告する。

下記行為は、法第24条の規定に違反しているため、所有者、占有者その他当該物件について権原を有するもの（以下「所有者等」という。）に対し、法第75条第1項の規定に基づき、下記期限までに当該物件を河川区域外へ除却するよう命ずる。

なお、下記期限までに当該物件を河川区域外へ除却しないときは、法第75条第3項の規定に基づき、河川管理者又はその命じた者若しくは委任した者において除却し、これに要した費用については法第75条第9項の規定に基づき所有者等の負担とする。

記

1. 河 川 名 一級河川雲出川水系雲出川
2. 行為の内容 河川区域内における船舶の放置
3. 対象船舶等 場 所 一級河川雲出川水系雲出川 左岸12.4km 付近
津市戸木町 地先
船 種 汽船（以下の船舶）



雲13

4. 除 却 期 限 令和3年1月11日
5. 問い合わせ先 国土交通省中部地方整備局 三重河川国道事務所
河川占用調整課
〒514-8502 三重県津市広明町297
TEL 059(229)2218
雲出川出張所
〒514-1106 津市久居寺町1225-7
TEL 059(255)2770

令和2年12月11日
名古屋市中区三の丸2-5-1
河川管理者

国土交通省中部地方整備局長 堀田 治



公 告

河川法（昭和39年法律第167号。以下「法」という。）第75条第3項の規定に基づき、次のとおり公告する。

下記行為は、法第24条の規定に違反しているため、所有者、占有者その他当該物件について権原を有するもの（以下「所有者等」という。）に対し、法第75条第1項の規定に基づき、下記期限までに当該物件を河川区域外へ除却するよう命ずる。

なお、下記期限までに当該物件を河川区域外へ除却しないときは、法第75条第3項の規定に基づき、河川管理者又はその命じた者若しくは委任した者において除却し、これに要した費用については法第75条第9項の規定に基づき所有者等の負担とする。

記

1. 河 川 名 一級河川雲出川水系雲出川
2. 行為の内容 河川区域内における船舶の放置
3. 対象船舶等 場 所 一級河川雲出川水系雲出川 右岸7.0km 付近
松阪市嬉野見永町 地先
船 種 手漕ぎ船（以下の船舶）



雲 30

4. 除 却 期 限 令和3年1月11日
5. 問い合わせ先 国土交通省中部地方整備局 三重河川国道事務所
河川占用調整課
〒514-8502 三重県津市広明町297
TEL 059(229)2218
雲出川出張所
〒514-1106 津市久居寺町1225-7
TEL 059(255)2770

令和2年12月11日
名古屋市中区三の丸2-5-1
河川管理者

国土交通省中部地方整備局長 堀田 治



公 告

河川法（昭和39年法律第167号。以下「法」という。）第75条第3項の規定に基づき、次のとおり公告する。

下記行為は、法第24条の規定に違反しているので、所有者、占有者その他当該物件について権原を有するもの（以下「所有者等」という。）に対し、法第75条第1項の規定に基づき、下記期限までに当該物件を河川区域外へ除却するよう命ずる。

なお、下記期限までに当該物件を河川区域外へ除却しないときは、法第75条第3項の規定に基づき、河川管理者又はその命じた者若しくは委任した者において除却し、これに要した費用については法第75条第9項の規定に基づき所有者等の負担とする。

記

1. 河 川 名 一級河川雲出川水系雲出古川
2. 行為の内容 河川区域内における船舶の放置
3. 対象船舶等 場 所 一級河川雲出川水系雲出古川 左岸1.4km-50m 付近
津市雲出伊倉津町 地先
船 種 汽船（以下の船舶）



古01

4. 除 却 期 限 令和3年1月11日
5. 問い合わせ先 国土交通省中部地方整備局 三重河川国道事務所
河川占用調整課
〒514-8502 三重県津市広明町297
TEL 059(229)2218
雲出川出張所
〒514-1106 津市久居寺町1225-7
TEL 059(255)2770

令和2年12月11日
名古屋市中区三の丸2-5-1
河川管理者

国土交通省中部地方整備局長 堀田 治

